国立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 5 日

提出者 国立市長 濵崎真也

(説 明) 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分 休業の取得方法を拡充するため、条例の一部を改正するものであ る。

国立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

国立市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月国立市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第6条中「会計年度任用職員」の次に「(勤務日の日数を考慮して規則で定める者に限る。)」を加える。

第7条の見出しを「(第1号部分休業の承認)」に改め、同条中「部分休業」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)」に改め、「(昭和26年11月国立市条例第10号)」を削り、「による子育て応援部分休暇」の次に「(別に定めるものに限る。以下同じ。)」を加え、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第7条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同

条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、 当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数 (育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)
- 第7条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年 4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

- 第7条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を 基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当 該各号に定める時間とする。
 - (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
 - (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に 10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第7条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第8条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第9条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第9条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2

項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

付 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第 19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令 和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合にお けるこの条例による改正後の国立市職員の育児休業等に関する条例第7条 の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるの は「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。